

未来の地球人のために木を植える

一般財団法人全日本私立幼稚園幼児教育研究機構

安家 周一



新緑が目にも染みる今日この頃です。さわやかな風が…と書きたいところですが、すでに初夏の様相で蒸し暑く、これからの季節が思いやられます。世界に目を転じてみると、ウクライナへの残虐な侵略行為が報道され、20世紀に世界が大きな代償を払って終わらせたはずの力による国同士の争いが、またもや頭をもたげています。今を生きる大人たちは、未来を生きる子どもたちにどのような地球を残すことができるのかの正念場だと思います。戦火の中で隠れ逃げ惑う人々を思うと、胸が張り裂けそうです。平和を！

そんな時、素敵な詩に出会いました。ご紹介します。

木を植える

谷川俊太郎

木を植える

それはつぐなうこと

わたしたちが根こそぎにしたものを

木を植える

それは夢見ること

子どもたちのすこやかな明日を

木を植える

それは祈ること

いのちに宿る太古からの精霊に

木を植える

それは歌うこと

花と実りをもたらす風とともに

木を植える

それは耳をすますこと

よみがえる自然の無言の教えに

木を植える

それは智慧それは力

生きとし生けるものをむすぶ

小田さんは人間の発達に「風船に例えることができる」と表現されました。産まれたばかりの幼子も、まだ膨らみは小さいけれど立派な風船。実に成熟した風船です。だんだん空気が入ってきて、幼児になると、柔らかいふわふわ感のある愛らしい風船になり、いろんなことを吸収して自ら膨らみ続けます。人生の中で30歳くらいが一番張りのある大きな風船かもしれませんが、これも風船。だんだん年取ってくるとしぼみ始めますが、これも見事な風船で、その人と年齢に合わせて、それぞれの人生の風船があるのだ、ということを話されました。学者や研究者によって発達観は違います。まさに、保育はどのように、それぞれの保育を担当する人間と、子どもたちの真剣勝負。決まったカリキュラムをみんな同じように教える教育ではありません。ある意味で、その人の生きざまが問われる営みであるともいえます。私が尊敬する小田さんをはじめ、H. Kさん、T. Oさんなどの数人の先生方には共通点があります。「自らのことを先生と呼ばないでほしい」と話され、対等な関係こそが学問の追及には必要だ、という信念をお持ちでした。3人とも鬼籍に入られましたが、至福の時間を思い出します。

一方、私たちの保育は、幼稚園と保育所という2元的な枠組みから、認定こども園・小規模保育所・認可外保育・企業主導型など、百花繚乱の現代となりました。施設を選ぶ保護者の考え方も様々で、英語で保育が行われる幼児施設を選ばれる方もおられます。多くの保護者はもちろん幼稚園教育要領などを詳しくはお知りになっておられないのですが、無償化によって、経費をあまり考えなくても選べるようになり、本当に大丈夫なのかと首をかしげざるを得ない施設もあり、子どもたちの将来に一抹の不安を覚えます。

幼稚園教育要領の大改訂が平成元年に行われ、すでに30年以上経ちました。それまでの園児たちに望ましい活動をおろす、望ましい活動を教えるという大人と子どもの縦の関係性から、子どもと向き合い、一人一人の特性を観察し、それぞれの子どもの育ちをイメージしながら室内外の環境を構成し、子どもの主体的な遊びや学びを引き出そうとする**設定保育**に改訂されました。新たに文部科学省から示された「主体的、対話的で深い学び」という教育イメージは、幼児教育では30年以上前から追求し続けてきた目標なのです。

参考文献

岡田卓也・谷川俊太郎、著(2007)「いのちの木を植える」、株式会社マガジンハウス

乳幼児期の教育は「根の教育」と表現されます。小学校から高校まで続く学習指導要領に規定された国定教科書による教育とは、同じ教育でも本質的に似て非なるものです。乳幼児教育は大学の教育に似ているかもしれません。たとえば私の師事した小田豊さんの発達心理学や教育学は他の方のそれとは一風違っていたように思います。



ここがポイント



東京大学大学院教育学研究科
教授／遠藤 利彦

アタッチメントが支え促す 自己と社会性の力

近年、乳幼児期の子どもの発達や教育の文脈において、非認知的な心の力の大切さに注目が集まっています。認知的な心の力が、IQで測り得るような、いわゆる頭の良さや頭のできと言われるものであるのに対し、この非認知的な心の力というのは、文字通り認知面ではないところに現れる心の性質ということになります。それは、簡潔に言えば、自己と社会性の力と言えるような気がします。自己に関わる心の力というのは、自分のことを大切にし、自分の感情や行動を適度にコントロールできて、自分をもっと良い方向に高めようとする力のことです。一方、社会性に関わる心の力とは集団の中に溶け込み、他者との円滑な関係を作って維持するための力のことです。こうした力の土台が、乳幼児期にしっかりと子どもの中に形成されていれば、それが基となって、人の一生涯にわたる心身の健康や、経済的安定性なども含めた幸福がもたらされる確率が高いと言われているのです。

ここで注意すべきことは、こうした心の力が、早期教育のような特別な働きかけの下では必ずしもなく、むしろ子どもが日常生活において一人で、また様々な他者と積極的に関わり、また自発的に遊び、多様な活動を起こす中で、徐々に子どもの中に育まれていくものだということです。当然のことですが、子どもは日々、いろいろな体験を蓄積する中で、おもしろい、うれしい、誇らしいといったポジティブな感情、あるいはこわい、悲しい、恥ずかしい、くやしいといったネガティブな感情を経験するものかと思います。実のところ、子どもの自己と社会性の力を育む上で、大人の最も大切な役割は、このように子どもが様々な感情の当事者である時に、それにいかに温かくかつしっかりと向き合い、共感的に受け止めてあげるか、また、とりわけ子どもの感情が崩れている場合には、それをいかにうまく立て直し、安心感を与えてあげるかというところにあるのだと言えます。

そして、こうした子どもと大人のある意味、当たり前とも言える関係の中核にあるのがアタッチメントです。この言葉の元々の意味は、「くっつく」ということです。ただし、いつところ構わず、あるいは誰彼構わずくっつくということではなくて、子どもの感情が崩れた時に、

親や保育者といった特定の信頼できる大人にしっかりとくっつくことで「もうだいじょうぶ」という安心感に浸ろうとすることを指して言います。このアタッチメントが、自然に安定して経験される中で、徐々に、子どもは「自分は必ず護ってもらえる、愛してもらえる」ということに強い確信が持てるようになります。そこに、その特定の誰かとの固い情緒的な絆が形成される訳で、子どもはこの絆を基にして、心理的にはいつもその誰かとつながっているという感覚を持ちながら、言い換えれば、何があってもその時は必ず助けてもらえるから大丈夫という確かな見通しに支えられて、徐々に「一人でいられる力」、少し専門的な言葉で言えば自律性を豊かに身につけていくことができるのです。

ある研究者は、子どもに関わる大人は子どもにとって「安心の基地」と「安全な避難所」としてあるべきだということを強調しています。子どもは特に感情の崩れがなく落ち着いている時には、近くの大人を「安心の基地」として、そこを拠点に活動の範囲を広げ、様々なことに挑戦しながら、一人であるいは仲間と思い切り遊び、探索や冒険に夢中になることができます。しかし、その探索や冒険の最中に、疲れたり、何かにぶつかって痛い思いをしたり、知らない人に出会ってびっくりしたり、自分の思い通りにならなかったりして、恐れや不安といったネガティブな感情が生じると、今度は、信頼できる大人、すなわちあそこに行けば必ず慰めてもらえるはずの「安全な避難所」に一目散に駆け込もうとするのです。そして、そこで大人にしっかりとくっつき安心感を取り戻し、感情の燃料補給を済ませると、再びその大人を「安心の基地」として勇敢に外界へと出て行こうとします。

園では当然、保育者がこの二つの役割を果たすことになります。保育者が、子どもが何かしようと思い立った時にそれを応援し後押しする「安心の基地」として、また、子どもが何かストレスを抱え駆け込んできた時にそれを受け止め慰める「安全な避難所」として確実に機能している時に、子どもの日常経験はより豊かなものとなり、子どもの中に非認知的な心の性質、すなわち自己と社会性の力が徐々に備わっていくのです。

安全で楽しいプール・水遊びのために

名寄市立大学 特命教授／猪熊 弘子

暑い夏がやってきました。今、全国の幼稚園では、水遊びやプール遊びの計画や準備に余念がないことでしょう。新型コロナウイルス感染症拡大のために、この2年間はプール遊びもままならなかったことから、コロナがやや落ち着いてきた今年は、久しぶりに夏ならではの楽しさを味わうことができるかもしれません。

しかし、実はプールや水遊びは3歳以上の園児にとってはもっとも重大事故が多い遊びなのです。^(注1) これまでも全国の幼稚園・保育所・認定こども園において、さまざまな水の事故が起きています。園内のプールで起きた事故、あるいは園外保育の最中に起きた事故など、水の事故は幼児にとっては最も気をつけなければならない遊びなのです。そのため、現在では国からの通達により、プール遊びを行う際には必ず監視の職員を付けなければならないことになっています。監視の職員はビブスなどを身につけて子どもの保育に当たる職員ではないことが識別できるようにし、園児たちにも監視のために遊べないことをしっかり伝えた上で監視に当たることなどが定められています。消費者庁からはそれらの決まりについて記されたマニュアルが出されています。^(注2) これは全国の幼稚園・保育所・認定こども園で実際に行われているプールや水遊びに関するアンケート調査に基づいて作られたもので、安全を守るために職員全員が守らなければならないものです。プール遊びの際に必ず監視の職員を付けなければならないという決まりは、この数年、毎年繰り返し伝えられているものです。園のコンプライアンスにも関わる問題ですので、「知らなかった」と言うことはできません。

特にプール遊びでは多くの場合、「自由に泳いだり遊んだりしていて良いよ」という時間に事故が起きていることもわかっています。そういった時間の中で子どもに目が行き届かなくなり、溺れるなどの事故が起きてしまっていたのです。子ども主体の保育を行うことが大切なのはもちろん言うまでもないことですが、放置・放任になってしまうと大きな危険があります。自由と放任とは違うものです。特に水遊びにおいてはそういった危険があることを踏まえ、水の中でどんな風に遊んだら良いか、子どもたちと一緒に考えて計画していくと良いでしょう。プール遊びは水さえあれば簡単にできると思われがちですが、安全に行うためには事前の十分な準備が必要です。予定を急に変更したときには事故が起りやすくなります。プール遊びを行う際には、時間にも人員にも余裕を持って行うことも大切なことです。

さらに、園外保育での水遊びについても検討する必要があります。1学期の終業式の後、7月の下旬にお泊まり保育を計画している園も多いことでしょう。この時期は入園・進級からの慌ただしい1学期を終えて職員もホッと一息付ける時期ですが、お泊まり保育には危険が伴います。気候的には梅雨末期の大雨が降りやすく、安定しない時期でもあります。過去にはお泊まり保育中の水遊びで園児が亡くなった事故も起きています。大雨が降れば川の水が増えるのは当たり前のことですが、そういった危険を予測せず、ただ「毎年ここに来ているから」という理由だけで、十分な下見もライフジャケット等の安全対策もないまま水遊びを行うのは園児の命をお預かりする立場として無謀としか言いようがありません。自然が相手であれば、特に念入りな下見や安全対策が必要になります。もし職員だけで行うのが不安な場合には、自然遊びに特化したNPOなどに相談し、専門家の手を借りるのも安心してお泊まり保育を行うための一つの方法でしょう。

さて、今回、プール遊びや水遊びについて、当たり前の夏の楽しい遊びとして書いてきました。しかし、根本的なことに立ち返ると、実は幼稚園教育要領にはどこにも「プール遊びをする」「水遊びをする」とは書かれていないのです。それなのになぜ、私たちは園でプール遊びや水遊びをするのでしょうか？

それはやはり夏にしかできない、季節の楽しい遊びであるという思いがあるからでしょう。要領に書かれておらず、「季節の楽しい遊び」であるなら、危険があり、人員が必要なプール遊びをあえて行う必要はないかもしれない、というのも一つの考え方です。実際、夏にしか使えないプールの場所がもったいないということから、最近ではプールを止めてしまう園も増えてきています。「季節の楽しい遊び」は、ただプールで泳ぐことだけではないはずです。新型コロナウイルス感染対策も重なり、今はプール遊びや水遊びの意味を問い直す良い機会なのではないでしょうか。

参考文献

注1：内閣府「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（2016年3月）に詳しく記されています。
https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline1.pdf

注2：消費者庁「幼稚園等のプール活動・水遊びでの溺れ事故を防ぐために」
https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching_material/
 「プール活動・水遊び 監視のポイント」
https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching_material/pdf/teaching_material_200527_0001.pdf

安家周一氏が理事長に再任 副理事長に宮下友美恵氏、川名マミ氏、専務理事に加藤篤彦氏

● 3.18 令和 3 年度 第 5 回理事会

3月18日、令和3年度第5回理事会が対面とオンラインの併用にて開催され、理事13人が出席し安家周一理事長が議長となり、議事録署名人は、満場一致をもって内山昭理事、小島宮子理事が選任されました。議事内容は以下の通りです。

【決議案件】

1. 令和4年度事業計画の承認の件（注1）
2. 令和4年度収支予算の承認の件（注2）
3. 令和3年度第4回評議員会の承認の件

【報告案件】

1. 定款の変更の件
2. 都道府県私立幼稚園団体との覚書の件
3. ホームページ広告掲載取扱規程の件
4. 業務執行理事からの執行報告の件

決議案件は審議の結果いずれも決議されました。

報告案件2では、当機構と各都道府県私立幼稚園団体との連携事項を具体的に明文化した覚書を締結することで、双方にとって円滑な事業運営を行いたい旨の説明を行いました。

また報告案件3では、当機構のホームページに広告掲載する際の手順等を定めた規程を作成した旨を報告しました。

★ 3.31 令和 3 年度 第 4 回評議員会

3月31日、令和3年度第4回評議員会がオンラインにて開催され、評議員11人が出席しました。安家理事長のあいさつ後、出席した評議員の互選により、山崎英明評議員を議長に選任し、議事録署名人には岡部圭二評議員、清川かつ美評議員を選任しました。議事内容は以下の通りです。

【決議案件】

1. 定款の変更の件

【報告案件】

1. 都道府県私立幼稚園団体との覚書の件
2. ホームページ広告掲載取扱規程の件
3. 令和4年度事業計画の件（注1）
4. 令和4年度収支予算の件（注2）
5. 理事会からの執行報告の件

決議案件は審議の結果いずれも決議されました。

決議案件1では、定款や規程等において位置付いていなかった当機構と各都道府県私立幼稚園団体との連携体制を明確にするために、定款を変更することの必要性を説明しました。

● 5.11 令和 4 年度 第 1 回理事会

5月11日、令和4年度第1回理事会が対面とオンラインの併用にて開催され、理事13人が出席しました。安家理事長が議長となり、議事録署名人は、満場一致をもって内山昭理事、内野光裕理事が選任されました。議事内容は以下の通りです。

【決議案件】

1. 令和3年度事業報告及び収支決算の承認の件（注3、4）
2. 基本財産の取崩の承認の件
3. 諸規程の承認の件
4. 各委員会及び各専門部会構成員の選任の件
5. 賛助会員入会の承認の件
6. 令和4年度第1回評議員会の開催の承認の件

【報告案件】

1. 定款の変更の件
2. 刊行物広告掲載取扱規程の件
3. 業務執行理事からの執行報告の件

決議案件は審議の結果いずれも決議されました。

決議案件1では、本理事会に先んじて監事監査会を実施し、その内容について安西透監事と北條泰雅監事より報告されました。

決議案件3では、当機構における委員と専門委員の候補者の選出方法を明確にするために規程及び規則を新設・変更することについて説明しました。

決議案件4では、各委員会及び各専門部会の構成員が選任されました。各委員長と部会長に選任された方は下記の通りです。

研究研修委員長：岡本和貴（徳島・わかぐさ幼稚園）

調査広報委員長：高尾恵子（佐賀・にじのはねこども園）

ECEQ® 専門部会長：岡本潤子（青森・千葉幼稚園）

保育環境研究部会長：平林祥（大阪・ひかり幼稚園）

決議案件5では、新たに東日本電信電話株式会社に賛助会員へ入会していただくこととなりました。

★ 5.28 令和 4 年度 第 1 回評議員会

5月28日、令和4年度第1回評議員会がオンラインにて開催され、評議員11人が出席しました。安家理事長のあいさつ後、出席した評議員の互選により、関岡貴之評議員を議長に選任し、議事録署名人には金沢友治評議員、永保貴章評議員を選任しました。議事内容は以下の通りです。

【決議案件】

1. 令和3年度事業報告及び収支決算の承認の件（注3、4）
2. 基本財産の取崩の承認の件
3. 定款の変更の承認の件

4. 理事、監事の選任の件

【報告案件】

1. 諸規程の変更の件
2. 各委員会及び各専門部会構成員の選任の件
3. 刊行物広告掲載取扱規程の件
4. 賛助会員入会の件
5. 理事会からの執行報告の件

決議案件は審議の結果いずれも決議されました。

決議案件 4 では、理事及び監事候補者についての説明を行いました。

● 6.6 令和 4 年度 第 2 回理事会

6 月 6 日、令和 4 年度第 2 回理事会が対面とオンラインにて開催され、理事 14 人が出席しました。議事録署名人は、満場一致をもって宮下友美恵理事、川名マミ理事が選任されました。議事内容は以下の通りです。

【決議案件】

1. 理事長、副理事長及び専務理事の選任の件
2. 責任限定契約の承認の件
3. 寄付の件

【報告案件】

1. 業務執行理事からの執行報告の件

決議案件は審議の結果いずれも決議されました。

決議案件 1 では安家理事より、理事及び監事の選任について説明がありました。その後、理事より理事長、副理事長及び専務理事の候補者について提案があり、決議されました。当機構の役員名簿は右記の通りとなります。

(専務理事・加藤篤彦)

一般財団法人 全日本私立幼稚園幼児教育研究機構 役員名簿 理事

- ◎ 安家 周一 大阪・学校法人あけぼの学園認定こども園あけぼの幼稚園理事長
- 宮下友美恵 静岡・学校法人静岡豊田学園静岡豊田幼稚園園長
- 川名 マミ 京都・学校法人菊の花学園菊の花幼稚園理事長
- * 加藤 篤彦 東京・学校法人武蔵野東学園武蔵野東第一・第二幼稚園園長
- 秋田喜代美 学習院大学文学部教育学科教授
- 安達 譲 大阪・学校法人ひじり学園認定こども園せりひじり幼稚園理事長
- 飯塚 拓也 茨城・学校法人聖和学園認定こども園ぶどうの木亀ヶ崎幼稚園理事長
- 岩立 京子 東京家政大学子ども学部子ども支援学科教授
- 内野 光裕 東京・学校法人内野学園清瀬ゆりかご幼稚園理事長
- 大澤 力 東京家政大学大学院人間生活学総合研究科長
- 大林 晃 北海道・学校法人光輪学園認定こども園網走幼稚園理事長
- 岡 健 大妻女子大学家政学部児童学科教授
- 杉山 一夫 岐阜・学校法人杉山第三学園うめま第一幼稚園理事長
- 錦織 昌貴 佐賀・学校法人錦華幼稚園園長
- 日野 彰則 鳥取・学校法人倉吉幼稚園認定こども園倉吉幼稚園園長
- 松下 瑞良 和歌山・学校法人法輪学園認定こども園湯浅幼稚園園長
- 箕輪 潤子 武蔵野大学教育学部幼児教育学科教授
- 山西 幸子 青森・学校法人光星学院八戸学院聖アンナ幼稚園園長

監事

- 安西 透 神奈川・学校法人和泉平和学園平和幼稚園理事長
- 北條 泰雅 東京・学校法人みなと幼稚園理事長

(令和4年6月6日現在)

※◎理事長、○副理事長、*専務理事

令和 3 年度事業報告書及び収支決算書 / 令和 4 年度事業計画書及び収支予算書について

(注 1) 令和 4 年度事業計画書



(注 2) 令和 4 年度収支予算書



(注 3) 令和 3 年度事業報告書



(注 4) 令和 3 年度正味財産増減計算書



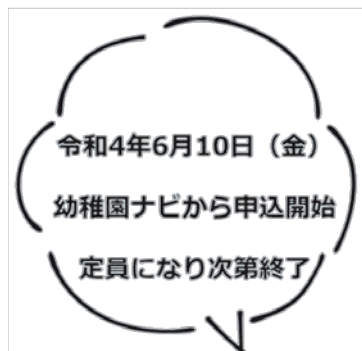
(注 4) 令和 3 年度貸借対照表



(注 4) 令和 3 年度財産目録



第13回 幼児教育実践学会 ご案内



テーマ:「新しい時代を伸びやかに生きる」
ー社会に開かれた質の高い幼児教育をー

- 定員/500名
- 参加費/5,000円

↓ 申込QRコード



第13回幼児教育実践学会の詳細は
当機構ホームページをご覧ください。
<https://youchien.com/research/meeting/2022/>

事前配信:令和4年8月1日(月)~20日(土)

基調講演 鳴門教育大学教授等の皆様を講師に迎えて	◆配信期間 令和4年8月1日(月)10:00~令和4年8月20日(土)17:00 ◆配信内容 基調講演Ⅰ「写真や事例から学ぶ保育の環境構成スキルアップ」 講師 塩路 晶子氏 「幼児と共に創造する保育環境」を考える 湯地 宏樹氏 遊びひたる保育環境とは 基調講演Ⅱ「“こどもがまんなか”の幼児教育を実践するために」 講師 佐々木 晃氏 遊びに誘う環境が育む、幼児の非認知能力と主体性 木下 光二氏 幼児期の遊びが促す小学校での学びと育ち 基調講演Ⅲ「子どもたちの豊かな学びを支える保育を目指して」 講師 木村 直子氏 子どものウェルビーイングを高める保育 田村 隆宏氏 子どもの学びを支える保育者の同僚性
口頭発表	◆配信期間 令和4年8月12日(金)10:00~令和4年8月20日(土)17:00 ◆配信内容 口頭発表Ⅰで8発表、口頭発表Ⅱで7発表を行います。発表動画を配信期間中にご視聴いただき、リアルタイム配信日に討議をおこないます。
ポスター発表	◆配信期間 令和4年8月10日(水)10:00~令和4年8月20日(土)17:00 ◆配信内容 約30のポスター発表を行います。事前資料を配信期間中にご覧いただき、リアルタイム配信日に討議をおこないます。
リアルタイム配信:令和4年8月20日(土) 日比谷国際ビルコンファレンススクエアよりZoomにて配信	
9:30~10:00	Zoom入室
10:00~10:30	開会式、表彰式、趣旨説明
10:30~12:00	口頭発表Ⅰ 8発表より1つ選択
12:00~13:00	休憩
13:00~15:00	ポスター発表
15:15~16:45	口頭発表Ⅱ 7発表より1つ選択

- 申込期間:令和4年6月10日(金)10:00~令和4年7月1日(金)17:00
- 申込方法:都道府県私立幼稚園団体に加盟されている私立幼稚園・認定こども園の皆様は、幼稚園ナビに職員登録のうえ、幼稚園ナビからお申し込みください。
- 研修スタンプ:基調講演、口頭発表、ポスター発表に参加され、レポートを提出された方に発行します。

園の管理職及び 幼稚園教諭免許をお持ちの方へ



文部科学省

「教育公務員特例法」及び「教育職員免許法」の改正により令和4年7月1日より教員免許更新制は発展的に解消され7月1日時点で有効（休眠状態含む）な教員免許状は、手続なく、有効期限のない免許状となります。

6月30日までに失効した免許状は、都道府県教育委員会への申請により、再度授与を受けることができます。

また、「いつでも」「誰でも」「どこでも」学び続けられるよう研修のプラットフォームを構築します。

もっと専門性を高めたい

私の免許は休眠なの？



●お問合せ先●

<教員免許更新制に関して>

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課
教員免許企画室更新係

メールアドレス：menkyo@mext.go.jp

電話：03-5253-4111（内線：3573）



文部科学省ホームページ「7月1日以降の教員免許状の扱いについて」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm

<教員研修に関して>

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課
教職員研修係

メールアドレス：kyoikujinzai@mext.go.jp

電話：03-5253-4111（内線：2987）

文部科学省ホームページ「教職員研修資料Webサイト集」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kenshu/mext_00809.html



法律改正の内容は？

趣旨

校長及び教員の資質の向上のための施策をより合理的かつ効果的に実施するため、公立の小学校等の**校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定を整備し、普通免許状及び特別免許状の更新制に関する規定を削除**する等の措置を講ずる。

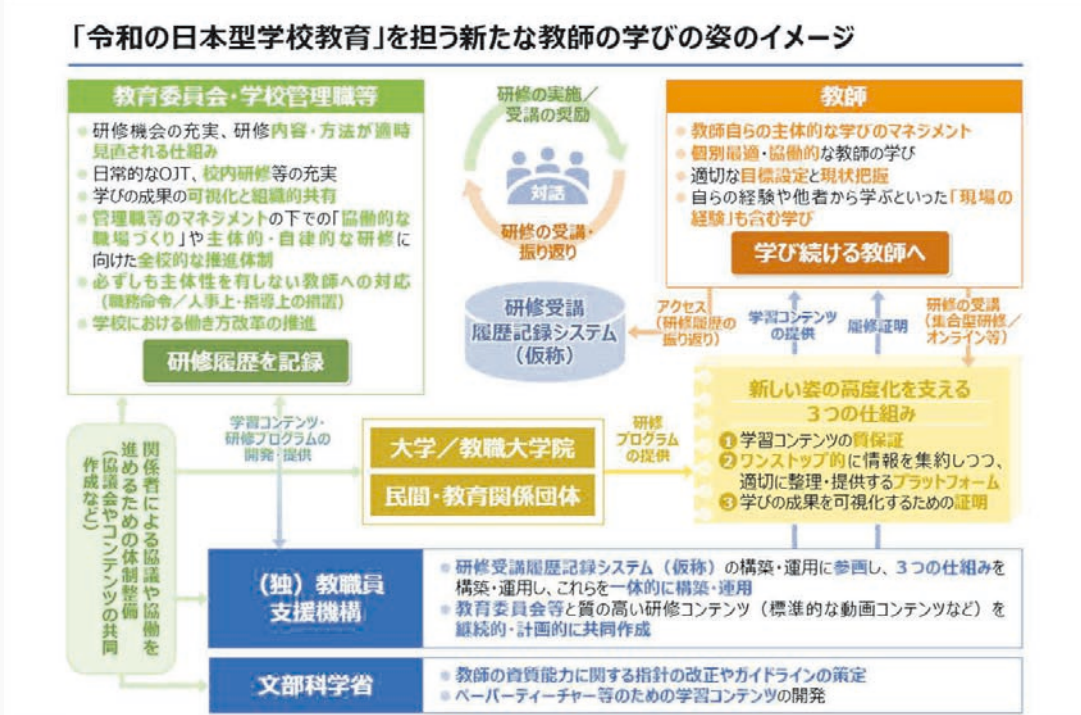
主要内容

1. 研修記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等※下部イメージ図参照
(教育公務員特例法の一部改正) 令和5年4月1日施行

- ①**任命権者は、校長及び教員ごとに研修等に関する記録を作成**しなければならない。
- ②**指導助言者は、校長及び教員に対し資質の向上に関する指導助言等を行う**ものとする。
その場合に、校長及び教員の資質の向上に関する指標及び教員研修計画を踏まえるとともに、**①の記録に係る情報を活用**する。
- ③指導助言者は、独立行政法人教職員支援機構（NITS）や大学等に情報の提供等の協力を求めることができることとする。
- ④教員研修計画に、資質の向上に関する指導助言等の方法に関して必要な事項を加える。

2. 普通免許状及び特別免許状の更新制に関する規定の削除等 (教育職員免許法の一部改正) 令和4年7月1日施行

- ①普通免許状及び特別免許状を有効期間の定めのないものとし、更新制に関する規定を削除する。
- ②施行の際現に効力を有し、改正前の規定により有効期間が定められた普通免許状及び特別免許状には、施行日以後は有効期間の定めがないものとする等の経過措置を設ける。



今持っている免許状の扱いは どうなるの？

令和4年7月1日時点で有効な教員免許状（休眠状態のものを含む）は、
手続なく、有効期限のない免許状となります。

6月30日以前に有効期限を超過した教員免許状の扱いは下表のとおりです。

新・旧 の別 ※1	有効期限※2時点 での園における 勤務形態	幼稚園又は 幼稚園型 認定こども園 に勤務	幼保連携型 認定こども園 に勤務	教員以外の職 無職
新 免許状	現職教員※3（幼稚園教諭、保育教諭等）	失効	失効	—
	保育補助者等	失効	失効	失効
旧 免許状	現職教員（幼稚園教諭、保育教諭等）	失効	失効	—
	保育補助者等	休眠	休眠	休眠

※1 新免許状・旧免許状とは？

新免許状：教員免許更新制導入後（平成21年4月1日以降）に初めて免許状の授与を受けた方が保有する免許状です

新免許状の券面には「有効期間の満了の日」が記載されています

旧免許状：教員免許更新制導入前（平成21年3月31日以前）に初めて免許状の授与を受けた方が保有する免許状です

※2 免許の有効期限とは？

新免許状：免許状の券面に記載された「有効期間の満了の日」です。

有効期限までに他の免許状を取得した場合、最も遅い日です。

旧免許状：免許状に記載はなく、生年月日によって割り振られた「修了確認期限」が設定されています。「修了確認期限」は文部科学省HPで確認可能です。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index1.htm

更新・免除・延長・延期の手続を行った場合、それぞれの証明書に新しい「有効期間の満了の日」「修了確認期限」が記載されています。



※3 現職教員とは？

幼稚園、認定こども園（幼稚園型、幼保連携型）の園長、副園長、教諭、保育教諭、助教諭、助保育教諭、講師などです。保育士として働いている方は含みません。

※園によっては職名が上記と異なる場合があります。園長等管理職に御確認ください。

再授与申請はどのように行うの？

以下は一例です。免許状授与の手続方法、必要書類は都道府県教育委員会が定めるため、都道府県や御自身の免許状の取得方法によって必要書類や手数料、手続方法や期間が異なります。詳しくは都道府県教育委員会の教員免許担当にお問い合わせください。

手続方法は？

主に①郵送、②対面による方法が選択できます。
都道府県によっては、③インターネットによる電子申請が選択できる場合もあります。

必要書類は？

大学等で修得した単位に基づき取得する場合の書類の例です。
各証明書類は発行から6か月以内のものに限る場合があります。

書類名称	摘要
授与申請書	・窓口（郵送等の場合は都道府県教育委員会のHP）に指定の書類があります
大学、短期大学の卒業証明書 大学院の修了証明書	・卒業、修了した大学等に請求します ・「卒業証書」ではありませんのでご注意ください
学力に関する証明書	・単位を修得した大学等に請求します ・「成績証明書」ではありませんのでご注意ください。 ・入学年度、卒業年度により適用される免許法の「新法」「旧法」等の種類があり取扱いが異なります。単位を修得した大学等に御確認ください。
戸籍謄本又は戸籍抄本	・申請時の氏名・本籍地と、各提出書類に記載されている氏名・本籍地が異なる場合に必要となります。

費用や期間は？

都道府県により異なりますが、手数料として3,300円程度、郵送の場合は郵送料等が必要となり、申請書を提出してから約2か月で授与されます。

どこでもできるの？

どの都道府県でも可能ですが、御自身が免許状を授与された都道府県教育委員会に申請すると「再授与」として書類の一部を省略できる場合があります。

お知らせ

ゆたかなまナビ追加配信について

オンデマンド研修動画を配信し、教職員の学びの機会を提供する、幼児教育研修システム『ゆたかなまナビ』では、令和4年4月28日より新たにコンテンツを追加しました。今後も逐次コンテンツを追加して参ります。今後追加する動画研修は特別な指定が無い限り、今年度末までの配信および今年度末までの受講申請・受講確認となりますので、奮ってご視聴ください。視聴後、レポートを提出された方には研修スタンプを発行します。(スタンプ発行には費用が発生いたします)

令和4年度 常時開設動画研修コンテンツ (第一期)

【講習名／講師】

- | | |
|---|---|
| 1. 学校評価 (自己評価および学校関係者評価)
講師：平林祥 (ひかり幼稚園主事) | 3. 園と保護者と保育者と≒預けると言うこと
講師：安家周一 (学校法人あけぼの学園理事長) |
| 2. 子どもの思いをつなぐ遊びの環境を考える
講師：岡部祐輝 (高槻双葉幼稚園教頭) | 4. 公開保育加算の説明動画
講師：平林祥 (ひかり幼稚園主事) |

【動画配信、受講申請、受講確認期間】

令和4年4月28日(木) 10:00 ~ 令和5年4月3日(月) 11:00

【申込方法】

幼稚園ナビより、申込を随時受付中でございます。ご不明な点等ございましたら当機構までご連絡下さい。

(一財) 全日本私立幼稚園幼児教育研究機構 / ☎ 03-6272-9232

賛助会員 (園児の保護者等) 入会申込書について

当機構の賛助会費の御礼として配布していた「PTA しんぶん」は、令和4年度より「こどもがまんなかしんぶん」として名称を新たに變更し、発行することとなりました。賛助会員の入会につきましては随時募集を行っておりますので、下記記載のURLの賛助会員入会申込書よりお申込みをお願いいたします。皆様のご入会を心よりお待ちしております。

【こどもがまんなかしんぶんについて】

- 会 費：1口・年間250円
- 入会特典：年11回 (8月休刊、紙媒体7回、デジタル配信4回)

詳しくは当機構のHP (<https://youchien.com/publication/pta/>) にも掲載されておりますのでご覧ください。

(一財) 全日私幼研究機構・調査広報委員会

私たちは幼児教育用品を通じ、幼児教育の質の向上に貢献します。

